

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時における乙の保有する仮設ハウス等のレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大分市区域内において地震、風水害その他の異常な自然現象又は大規模な火事その他の大規模な事故等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲と乙が相互に協力して市民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部等を設置し、乙に対して次条第2項に規定する要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において機材を必要とするときは、乙に対し、その保有している機材又は調達可能な機材の提供について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法で行うものとし、事後速やかに当該様式を乙に提出するものとする。

（機材の品目）

第4条 甲が乙に要請をする品目は、仮設ハウス、仮設トイレ、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ等、乙が機材として保有しており、又は調達できる物とする。ただし、大分県が災害協定に基づき一般社団法人プレハブ建築協会に発注する応急仮設住宅を除く。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から提供可能な体制を保持するとともに、甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

（連絡担当者の報告）

第6条 要請に係る手続等を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定め、相互に連絡担当者届（別記様式）により報告するものとする。

2 甲乙は、連絡担当者に変更があった場合は、その都度文書で報告するものとする。

（機材の運搬及び引渡し）

第7条 乙は、要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

2 甲は、乙が要請に基づき機材を運搬する際には、乙の車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第8条 乙が提供した機材及びその運搬に係る費用については、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前項の規定により額を決定した第1項の費用について乙から請求があったときは、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（善管義務等）

第9条 機材の所有権は、乙に帰属するものとし、甲は、善良な管理者の注意をもって機材を使用し、及び管理するものとする。

2 乙は、甲に提供した機材の破損、毀損、滅失等（以下「破損等」という。）に備え、乙を被保険者とする動産総合保険に加入するものとする。

3 甲が機材の提供を受けている間に発生した破損等に係る機材の修理及び補償並びに損失の補てんに関する費用は、前項の保険で対応する。ただし、当該保険で対応できない場合又は当該保険では費用が不足する場合は、原則として甲がその賄うことのできない費用を負担するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了日の1月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間の満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

（雑則）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について生じた疑義は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年（2021年）11月19日

甲 大分県大分市荷揚町2番31号
大分市
大分市長

乙 東京都千代田区丸の内1-4-1
株式会社ナガワ
代表取締役社長